

在外選挙人名簿出国時申請について（平成30年6月1日施行）

1. 在外選挙制度とは

日本国籍をお持ちの方が、国外へ転出した後も国政選挙に投票するための制度です。

申請を行うことで、在外選挙人名簿への登録ができます。

これまでは、転出先の在外公館での申請のみの方法でしたが、平成30年6月1日から転出の手続きをする段階で市町村の窓口での申請が可能となりました。

2. 参加できる選挙

・衆議院議員選挙（小選挙区選挙・比例代表選挙）

・参議院議員選挙（選挙区選挙・比例代表選挙）

※地方選挙（県知事、県議会議員、市長、市議会議員の選挙）へは投票することができません。

3. 申請について

①申請ができる人

- ・年齢満18歳以上の方
- ・日本国籍をお持ちの方
- ・佐伯市の選挙人名簿に登録されている方
（佐伯市に住所を置いて3か月以上経過している方）

②申請する方法

【市役所】市民課で国外転出の手続きを取る → 選挙管理委員会で申請書を記入

【各振興局】国外転出の手続きを取り、その場で申請書を記入

※従来どおり、国外転出後に在外公館で申請することも可能です。

③提出する書類

- ・パスポートをご持参頂くと身分確認・申請書への記入等の手続きがよりスムーズにできます。
- ・申請書は窓口で準備できますので、お忘れになっても手続きは可能です。

【申請者本人による申請】

- ・在外選挙人名簿登録移転申請書（第4号様式の3） ※1
- ・身分証明書 ※2

【申請者から委任を受けた方による申請】

- ・在外選挙人名簿登録移転申請書（第4号様式の3） ※1
- ・申出書（第5号様式の3） ※1
- ・身分証明書（申請者本人のもの、委任を受けた方のもの両方必要です。） ※2

※1 佐伯市選挙管理委員会（市役所内）、各振興局市民サービス係、佐伯市のホームページでも入手できます。

※2 身分証明としては以下のもので確認できますが、パスポートをご持参頂くと手続きがよりスムーズに進みます。

1点で確認できるもの

旅券（パスポート）、マイナンバーカード、運転免許証など

2点で確認できるもの（ア、イからそれぞれ一つずつ）

ア：戸籍謄抄本、住民票の写し、健康保険証、年金手帳、納税証明書、障害者手帳

イ：顔写真の付いた民間企業等の身分証明書など

その他ご不明な点がございましたら、佐伯市選挙管理委員会までご連絡下さい。

【お問い合わせ】

佐伯市選挙管理委員会事務局 電話 22-3623（直通）